

料金一覧表（外税） ＜住宅型式性能認定及び型式住宅部分等製造者認証＞

1. 住宅型式性能認定に係る料金

(1) 住宅の型式の場合

①構造の安定に関することの場合

認定の料金は、申請1件につき、表1の（い）欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、（ろ）欄に掲げる額に性能項目の数（性能表示事項ごとの階数及び荷重外力の設計条件の組合せの数を合計したものをいう。以下この項において同じ。）を乗じた額及び（は）欄に掲げる額の合計額とします。ただし、性能項目の数（同一の住宅システムについて同時に複数件の申請がなされた場合にあっては、当該各申請における性能項目の数の合計）が30以下である場合の料金は、表1の（い）欄に掲げる区分に応じ、（ろ）欄に掲げる額に30を乗じた額及び（は）欄に掲げる額の合計額を上限として個別に算定します。

表1

	（い）	（ろ）	（は）
床面積 の合計 の区分	100㎡ 以内のもの	15,000円	10,000円
	100㎡ を超え、 200㎡ 以内のもの	20,000円	12,000円
	200㎡ を超え、 500㎡ 以内のもの	32,000円	14,000円
	500㎡ を超え、 1,000㎡ 以内のもの	38,000円	15,000円
	1,000㎡ を超え、 2,000㎡ 以内のもの	55,000円	17,000円
	2,000㎡ を超え、 10,000㎡ 以内のもの	169,000円	18,000円
	10,000㎡ を超えるもの	272,000円	21,000円

②劣化の軽減に関することの場合

認定の料金は、申請1件につき240,000円（構造種別が同じ複数の住宅システムを同時に申請する場合は120,000円）及び発行される住宅型式性能認定書（以下「認定書」という。）1枚につき40,000円の合計額とします。

③温熱環境・エネルギー消費量に関することの場合

イ 認定の料金は、申請1件につき300,000円（複数の住宅システムを同時に申請する場合、追加する住宅1システムにつき200,000円を加算）、認定書1枚につき40,000円及び地域区分の数に20,000円を乗じた額の合計額とします。さらに、初申請の場合は200,000円を加算します。

ロ 外皮平均熱貫流率による検討の場合は計算数に40,000円を、冷房期の平均日射熱取得率による検討の場合は計算数に40,000円を乗じた額を加算します。ただし、当財団が配付する電算プログラムを使用する場合は、外皮平均熱貫流率及び冷房期の平均日射熱取得率の計算数に1,000円を乗じた額を加算します。

ハ 平成26年8月1日以降に当財団で認定された住宅の型式に含まれている仕様と同一の仕様であり、かつ、評価方法が同一である仕様を除き、次の a 及び b に定める額を加算します。

a. 各部位の仕様の数に、表2の（い）欄に掲げる項目ごとの（ろ）欄に掲げる方法に応じ、（は）欄に掲げる額を乗じた額の合計額。

表2

(い)		(ろ)	(は)
断熱性能の算出方法	一般部	計算を省略する仕様	1,000円
		一次元伝熱計算（簡略計算法）	2,000円
		一次元伝熱計算（詳細計算法）	4,000円
		二次元伝熱計算	6,000円
	横架材	一次元伝熱計算	3,000円
		二次元伝熱計算	7,000円
基礎等	熱貫流率計算(温度差係数1.0及び0.7を含む)	3,000円	
結露の発生を防止する対策の判断方法		計算を省略する仕様	1,000円
		告示の規定等による簡易な判断	1,000円
		透湿抵抗比による判断	3,000円
		一次元定常計算による判断	4,000円

b. 各部位において類似の納まり（図面）となる仕様をまとめた書類の数に5,000円を乗じた額。

④その他の場合

認定の料金は、申請1件につき、表1の（い）欄に掲げる区分に応じ、（ろ）欄及び（は）欄に掲げる額の合計額とします。

（2）住宅の部分の型式の場合

①床の部分があるものの場合

認定の料金は、（1）の規定を準用します。ただし、構造の安定に関することに係る認定（基礎又は地下階を除く住宅の部分を対象とする場合を除く。）の料金は、下限を24,000円、上限を3,000,000円として個別に算定します。

②床の部分がないものの場合

認定の料金は、下限を24,000円、上限を3,000,000円として個別に算定します。

③温熱環境・エネルギー消費量に関することの場合

次のイからハマまでの申請1件につき300,000円（複数の住宅システムを同時に申請する場合、追加する住宅1システムにつき200,000円を加算）を認定の料金に加算します。さらに、初申請の場合は200,000円を加算します。ただし、住宅の型式を同時に申請する場合を除きます。

イ 各部位

認定の料金は、申請1件につき40,000円（5-1と5-2の同時申請の場合、20,000円を加算）に、平成26年8月1日以降に当財団で認定された住宅の部分の型式に含まれている仕様と同一の仕様であり、かつ、評価方法が同一である仕様を除き、（1）③ハのa及びbに定める額を加算します。

ロ 部位等

認定の料金は、申請1件につき50,000円とします。

ハ 前処理

認定の料金は、申請1件につき50,000円とします。

2. 型式住宅部分等製造者の認証又は更新に係る料金

- (1) 認証又は更新の料金は、申請に係る工場等1件につき、490,000円とします。
- (2) 外国において本邦に輸出される型式住宅部分の製造をするものにあつては、職員2名が当該審査に係る工場等の所在地に出張するために要する費用を(1)の料金に加算します。
- (3) すでに認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする別の型式住宅部分等につき新たに認証を受けようとする場合、申請1件につき26,000円とします。
- (4) すでに建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第136条の2の11第一号に規定する建築物の部分に係る建築基準法第68条の11第1項の認証を受けた者が、当該認証に係る技術的生産条件で製造をする住宅である型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合、申請1件につき26,000円とします。
- (5) 同時の申請において、1の技術的生産条件で製造をする2以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合、26,000円に申請件数から1を減じた数を乗じた額を(1)の料金に加算します。
- (6) 1の申請において、1の技術的生産条件で2以上の工場等において認証を受けようとする場合、26,000円に申請に係る工場等の件数から1を減じた数を乗じた額を(1)の料金に加算します。
- (7) 同時の申請において、1の工場等において2以上の技術的生産条件で製造をする2以上の型式の型式住宅部分等につき認証を受けようとする場合、390,000円に申請件数から1を減じた数を乗じた額を(1)の料金に加算します。
- (8) 認証型式住宅部分等製造者が当該認証に係る型式住宅部分等の製造の事業を廃止しようとして製造事業廃止届出書により届け出る場合の公示料金は、廃止する認証番号の数に500円を乗じた額に20,000円を加算した額とします。

3. その他

(1) 1及び2の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、料金を個別に算定します。

- ①特殊な工法、材料、技術が採用されている等により、通常よりも審査業務量が増加すると認められる場合
- ②国土交通省又は一般社団法人住宅性能評価・表示協会等の関係機関との相談・調整等を要する場合
- ③型式の内容に変更を伴わないものその他効率的に審査できるものの場合

(2) 施行規則第41条第3項の規定に基づき住宅型式性能認定書の再交付を申請する場合、あるいは施行規則第45条第3項の規定に基づき型式住宅部分等製造者認証書の再交付を申請する場合の料金は、50,000円及び認定書又は認証書1枚につき5,000円の合計額とします。

(3) 住宅型式性能認定における審査（委員会での受付及び報告を除いた部会等の会議による審査又は会議以外での審査）が表3の回数（初見の審査又は1の指摘事項回答書の審査につき1回）を超えた場合、超過1回につき、会議による審査は250,000円、会議以外での審査は125,000円を追加請求することができるものとします。なお、3（1）の規定により料金を個別に算定した場合には、表3の回数を個別に設定することができるものとします。

表3

性能表示事項	会議による審査	会議以外での審査
劣化の軽減に関すること	1回 ^{※1}	1回
温熱環境に関すること	1回 ^{※1}	2回
温熱環境・エネルギー消費量に関すること	1回 ^{※1} (初申請は2回 ^{※1})	1回
上記以外 ^{※2}	5回	0回

※1 会議による審査1回を会議以外での審査2回に読み替えることができます。

※2 同一の会議において審査される型式適合認定など他の業務の申請手数料を合算した料金の合計が2,000,000円以上となる場合は、会議による審査の欄を9回と読み替えることができます。

<消費税の取扱い>

10%の消費税が課税されます。

注) アンダーライン部分が令和元年10月1日に改定されました。

以上